

函 福 包
令和6年(2024年)1月4日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

- 函館市低所得世帯臨時特別給付金（住民税非課税世帯7万円給付金）に係るコールセンターの開設について

(保健福祉部地域包括ケア推進課)

函館市低所得世帯臨時特別給付金（住民税非課税世帯 7 万円給付金）に係るコールセンターの開設について

1 コールセンターの開設について

現在、支給に必要な確認書および申請書の作成などの準備を進めておりますが、給付金の手続き方法等、市民の方からの問い合わせ対応を行うコールセンターを**令和 6 年 1 月 4 日（木）に開設いたします。**

- (1) 名 称：函館市臨時特別給付金コールセンター
- (2) 電話番号：**0 1 2 0 - 5 8 0 - 0 7 0（フリーダイヤル）**
- (3) 受付時間：午前 9 時から午後 5 時（土・日・祝日を除く）

2 函館市低所得世帯臨時特別給付金（住民税非課税世帯 7 万円給付金）の概要

(1) 事業の目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯の方に対して、函館市低所得世帯臨時特別給付金（住民税非課税世帯 7 万円給付金）を追加支給します。

(2) 支給対象世帯

住民税非課税世帯（令和 5 年 1 2 月 1 日時点で函館市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和 5 年度の住民税均等割が非課税である世帯）

【注意】 住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみの世帯は、今回の給付金の対象外となります。

(3) 支給額

1 世帯あたり 7 万円

(4) 支給手続き

支給対象と見込まれる世帯には令和 6 年 2 月 1 日以降に、確認書（令和 5 年 1 月 2 日以降に転入した方がいる世帯には申請書）を送付しますので、内容をご確認のうえ返送してください。

(5) 支給時期

確認書（申請書）を受付後、3 週間程度で支給予定です。

※受付状況等により、支給が前後する場合があります。

(6) 提出期限

令和 6 年 5 月 3 1 日（金）必着

※期限までに返送がない場合、本給付金の受給を辞退したものとみなします。